

## 勝浦町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、勝浦町犯罪被害者等支援条例(令和8年勝浦町条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 犯罪等のうち日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

(2) 重傷病 負傷又は疾病であって、医師の診断により療養の期間が1月以上で、かつ、入院3日以上を要するもの(当該疾病が精神疾患である場合にあっては、医師の診断により療養の期間が1月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であるものその他町長が特に認めるもの)をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(支援金の種類及び額)

第3条 条例第7条の支援金の種類及び額は次のとおりとする。

(1) 重傷病支援金 10万円

(2) 遺族支援金 30万円(ただし、重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の受給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合には、20万円)

(支援金の支給対象者)

第4条 支援金の支給対象者は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者で当該犯罪発生時から引き続き町内に住所を有している者(当該犯罪行為による被害に起因するやむを得ない事情により町外に転出した場合において、その事情に相当の理由があると町長が認めるときは、引き続き町内に住所を有しているものとみなす。)とする。

(2) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者で当該犯罪発生時に町民であった者(当該犯罪発生時において町内に住所を有していた者に限る。)の遺族であって、次項から第4項までの規定により第1順位の遺族となる者とする。

2 前項第2号の遺族の範囲は、犯罪発生時から引き続き町内に住所を有している者(当該犯罪行為による被害に起因するやむを得ない事情により町外に転出した場合において、その事情に相当の理由があると町長が認めるときは、引き続き町内に住所を有しているものとみなす。)のうち、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

4 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第2項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。この場合において、第1順位の遺族が2人以上ある場合は、その1人に対して行った遺族支援金の支給は当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(支援金の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、犯罪被害者等支援金支給申請書(様式第1号)に、当該各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 重傷病支援金

ア 医師の診断書(犯罪行為による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できるもの)

イ 犯罪発生時において、申請者が町民であつたことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し

ウ その他町長が必要と認める書類

(2) 遺族支援金

ア 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ 犯罪発生時において、死亡した犯罪被害者が町民であつたことを確認することができる住民票の写し又は戸籍の附票の写し

ウ 申請者の住民票の写し

エ 申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

オ 申請者が当該被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類

キ 犯罪被害者の収入により生計を維持していたことを証するもの(第4条第2項第2号に掲げるものに限る。)

ク その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する支援金の申請において、提出した書類により証明すべき事実が確認できるときは、同項の規定にかかわらず、当該書類の添付を省略させることができる。

3 第1項の規定による申請は、犯罪行為の発生した日から2年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、やむを得ない理由により、その期間内に申請することが困難であると町長が認める場合は、この限りではない。

(支援金の支給の決定)

第6条 町長は、前条第1項の申請があつたときは、速やかに提出された書類の審査を行い、支給の可否を決定し、申請者に対し犯罪被害者等支援金支給決定通知書(様式第2号)又は犯罪被害者等支援金不支給決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(支援金の請求)

第7条 前条の規定により支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が支援金をうけようとするときは、犯罪被害者等支援金支給請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(支援金の支給制限)

第8条 町長は、犯罪被害者等が次に掲げる事項に該当すると認める場合には、支援金の支給をしないことができる。

(1) 犯罪被害者と加害者との間に親族の関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、又は当該犯罪被害につき、犯罪被害者にもその責に帰すべき行為があったとき。

(3) 犯罪被害者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき(その組織に属していたことが犯罪行為による被害を受けたことに関連がないと認められる場合を除く。)

(4) その他支援金を支給することが社会通念上適切でないとして認められる場合。

(支給決定の取り消し等)

第9条 町長は、受給者が偽りその他の不正の手段により支援金の支給を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、犯罪被害者等支援金返還通知書(様式第5号)により返還を求めるものとする。

(報告等)

第10条 町長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、受給者に対し報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 町長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、関係機関等、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 町長は、前項の照会を警察機関に対して行うときは、照会書(様式第6号)により行うものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による支援金の給付に関する規定は、この規則の施行の日以降に行われた犯罪行為による被害について適用する。

様式第1号(第5条関係)

犯罪被害者等支援金支給申請書

年 月 日

勝浦町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
被害者との続柄

次のとおり、犯罪被害者等支援金の支給を申請します。

なお、申請に係る犯罪行為や被害の状況等を確認するため、町が警察署等において調査することに同意します。

支援金の種類		重傷病支援金 ・ 遺族支援金	
被害者	フリガナ 氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
	住 所		
被害を受けた日時		年 月 日 時 分頃	
被害を受けた場所			
死亡年月日 (遺族支援金のみ)		年 月 日	
被害の発生状況			
加害者氏名及び被害者 との親族関係の有無		加害者氏名	
		親族関係	有 ( ) ・ 無
取扱警察署及び 受理番号等		年 月 日 警察署 号	
第1順 位の遺 族(遺族 支援金 のみ)	氏 名	被害者との続柄	住 所

(裏面)

※添付書類

(重傷病支援金)

- 1 医師の診断書（犯罪行為による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できるもの）
- 2 犯罪発生時において、申請者が町民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- 3 その他町長が必要と認める書類

(遺族支援金)

- 1 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- 2 犯罪発生時において、死亡した犯罪被害者が町民であったことを確認することができる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- 3 申請者の住民票の写し
- 4 申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- 5 申請者が当該被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- 6 申請者が配偶者以外の者であるときは、第 1 順位の遺族であることを証明することができる書類
- 7 犯罪被害者の収入により生計を維持していたことを証するもの（第 4 条第 2 項第 2 号に掲げるものに限る。）
- 8 その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

勝浦町長

犯罪被害者等支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった勝浦町犯罪被害者等支援金の支給申請については、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

支援金の種類 重傷病支援金 ・ 遺族支援金

支援金の額 円

第 号  
年 月 日

様

勝浦町長

犯罪被害者等支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった勝浦町犯罪被害者等支援金の支給申請については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

理由

(教示)

- (1) この処分の決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記(1)の審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

犯罪被害者等支援金支給請求書

勝浦町長 様

請求者 住所

氏名

電話番号

次のとおり、犯罪被害者等支援金を請求します。

請求金額		円
支援金支給決定通知書の番号等		年 月 日付 第 号
支援金の種類		重傷病支援金 ・ 遺族支援金
振込先	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	

様式第5号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

勝浦町長

犯罪被害者等支援金（取消・返還）通知書

年 月 日付 第 号で支給決定した勝浦町犯罪被害者等支援金  
については、下記の理由によりその決定を取り消し、返還するよう通知します。

記

1（取消・返還）理由

2 返還額 円

3 返還期日 年 月 日

様式第6号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

勝浦町長

照 会 書

勝浦町犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者のための支援を行うため、必要があり  
ますので、下記の内容について取扱事実の有無及び被害の程度についてご回答願います。

記

- 1 申請に係る施策の種別
- 2 申請受理年月日
- 3 申請者（氏名）
- 4 被害者（氏名）
- 5 取扱警察署及び受理番号
- 6 添付書類 申請書の写し
- 7 その他

(教示)

- (1) この処分の決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記（1）の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記（1）の審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。